

2025年度
R7備売資第1号

売買契約書（案）

契約件名 医療機器等の売払い

契約金額 金 ※ 円
（うち消費税及び地方消費税額 金 ※ 円）

内訳

品名	単位	数量	単価	合価	備考
横断層撮影X線装置 (Aquilion64 TSX-101A/HA)	式	1	円	円	
小計				円	
消費税及び地方消費税額				円	
合計				円	

株式会社〇〇〇〇を甲とし、日本郵政株式会社を乙とし、次のとおり物品の売買契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書並びに仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）の定めに従い契約物品を甲に引き渡し、甲はその代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

（納入期限及び納入場所）

第3条 契約物品の引渡期限及び引渡場所は次のとおりとする。

（1）引渡期限 仕様書のとおり

（2）引渡場所 仕様書のとおり

（権利・義務の譲渡）

第4条 甲は、この契約によって生ずる権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承させないものとする。ただし、甲が書面により申し出た場合において、乙が承認したときはこの限りでない。

（検査）

第5条 甲は、乙が引き渡す契約物品について、仕様書に定める物品と相違ないことの検査（以下「受入検査」という。）を行う。

受入検査の結果、疑義がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、甲が行う前項の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

3 受入検査に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

（所有権及び危険負担の移転）

第6条 この契約に基づく物品の所有権は、各々の契約物品の引渡しをもって乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定により契約物品の所有権が甲に移転した時以降、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による契約物品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

3 契約物品の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、契約物品の代金について、仕様書に定めるとおり速やかに支払うものとする。

2 甲は、仕様書に定める期限（以下「約定期限」という。）までに代金を支払うものとする。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 乙は、甲が約定期限までに代金を支払わず、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、なお甲が代金を支払わないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(引渡期限の猶予等)

第8条 乙は、引渡期限までに義務を履行できないことが見込まれる場合は、その理由及び履行可能な引渡期限を甲に速やかに申し、甲乙協議する。

2 甲は、乙が乙の責めに帰すべき事由により当初の引渡期限までに引渡が完了しなかった場合、引渡期限の翌日から起算して、契約物品の引渡の日（甲が契約を解除したときは、解除の日）までの日数に応じて、契約金額に年6.0%の率を乗じて得た遅滞金、及び引渡が完了しなかったことにより甲に生じた直接及び通常損害を乙に請求することができる。

(契約の変更)

第9条 甲又は乙は、必要がある場合は、引渡期限、引渡場所等の契約条件について、甲乙協議の上、変更することができる。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要しないで本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 営業の取消し、又は停止の処分を受けたとき

(2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形又は小切手が不渡りになったとき

(3) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき

(4) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他の強制執行若しくは競売の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(5) 破産手続、民事再生、会社更生の手続開始の申立等の事実が生じたとき

(6) 解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき

(7) 制限行為能力者となり又は居所不明になったとき

2 甲又は乙は、相手方が本契約の各条項に違反し、相当の期間において催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲又は乙は、相手方が不法、不正又は不誠実な行為を行ったとき、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲又は乙は、契約の解除に伴い発生した損害を請求することができ、相手方はその損害を賠償するものとする。

(暴力団等の排除等)

第11条 甲及び乙は、自らの役員等（役員若しくは実質的に経営権を有する者又はそれらの代理人若しくは使用人をいう。以下同じ。）又は再委託先等（再委託先若しくは下請け又はそれらの役員等をいう。再委託先又は下請けが数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に

わたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次に掲げる者（以下、これらを総称して「暴力団等」という。）であること。

ア 日本郵政グループ各社又は乙が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 日本郵政グループ各社又は乙が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損を加えるなど、暴力団等を利用していると認められる関係を有すること

(5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自らの役員等又は委託先等が自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方の役員等又は委託先等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、相手方に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等を行うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額（契約期間の終期までに継続した場合に甲が支払う金額とする。）の100分の10に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満の場合はこの限りではない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の規定に基づく排除措置命令、又は同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき

(2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号。その後の改正を含む。）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

2 前項の規定は甲に生じた直接及び通常損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し、賠償を請求すること

を妨げない。

3 本条の規定は、本契約期間終了後も有効に存続する。

(支払代金の相殺)

第13条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

(紛争の解決)

第14条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第15条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。ただし、東京簡易裁判所に調停を提起することを妨げないものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

2025年 月 日

甲 譲受人 住所
氏名

乙 契約責任者 住所 東京都千代田区富士見二丁目14番23号
氏名 日本郵政株式会社 東京通信病院
院長 山嵜 達也